

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番代 ☎754-12
印刷 よしの印刷株式会社

耳の不自由な人と 手話で交流

西村典子さん
(砂二)



若い力
⑤

県ついで通達主催の手話通
訳者の養成講座を受け、試験
の結果、初級の資格を認定さ
れた西村典子さん。
現在、阿知須町手話サーク
ル友の会（藤井明子会長）の
会員として活躍中。
手話を習い始めたのは「中
学 年生のとき。ねむの木

学園」で有名な宮城くし子の
本を読み、福祉の大切さを知
ったから。でも、思ったより
も大変で、毎週木曜日に関が
れる講習会に出席するのにも
高校受験などで困難でした。
手話にしても「第三者の話
を聴力障害者の人に伝えるに
は、第三者の話したことを覚

えていて、しかも要約した方
たちで伝えなければならず、
最初の頃は、反対に表現方法
を聴力障害者の人から教わる
こともありました。

五年間「ソツソツと手話を習
い続けて」「先日、会議で山口
市に行ったとき、途中ずつと
私の手話の先生である井上博
さん（砂二）と手話で話をす
ることが出来ました。いまま
ではそんなに「長々手話で話し
たことがなかったので、とて
もうれしく思いました。」

若い人たちも「ぜひ手話を
習って、耳の不自由な人たち
と話をしたい。」

将来は「福祉関係の仕事が
したい。かなわなくても、手
話は続けたい。」

山口中央高校二年。西村正
夫さんの一人娘。

新しい田園居住文化の創造を

阿知須町地域住宅計画

本町の特性を生かしつつ

テクノポリス居住地域として

本町は昨年度、建設省から「地域住宅計画」Ⅱホープ計画Ⅰの策定地域として、全国二十か所のうちの一つに指定を受けました。そのため、学識経験者や建築関係者など交えて計画策定委員会を設け、種々協議の結果、特性を生かした本町の「新しい田園居住文化の創造を」を基本理念とする住宅施策の長期方針をまとめました。

「量」より「質」を求めて

これまでの日本の住宅は、「寝るところがあればよい」「住めればよい」というように、やたらと戸数のふえることに目が向けられていました。そのために、外国人から「日本の家はウサギ小屋だ」といわれたこともあります。

しかし、人々が快適な暮らしをするには果してそれでよいのか、「量」より「質」のよい住宅を整備することが大事ではないかという反省が各界からでてきました。この地域住宅計画はそうした動きを踏まえて、それぞれの地域の持つ地理的条件、社会的背景、技術、文化、歴史等を生かした住宅の整備や、人々のふれ合い、環境づくりなどを進めていくために昭和五十九年度

から始った国の施策です。

指定は中国地区で二か所

地域指定を受けたのは中国地方では鳥取県の倉吉市と本

都市機能の開発整備

幅広い生活設計めざす

本町は基本構想を五十六年に策定しましたが、それには「人間と自然の調和する田園都市」「未来をひらく科学技術集積都市」「文化的で質の高い住宅都市」「個性を伸ばす生涯教育都市」という四本の柱を将来像として掲げています。

今回の地域住宅計画はその「田園都市」「住宅都市」実

現へ具体的な問題を提起したことにあります。

しかし、この地域住宅計画は住宅を建設することが主眼ではありませんが、それぞれの地域にふさわしい居住文化を育てていくことという「運動」的なことも大きく含まれています。

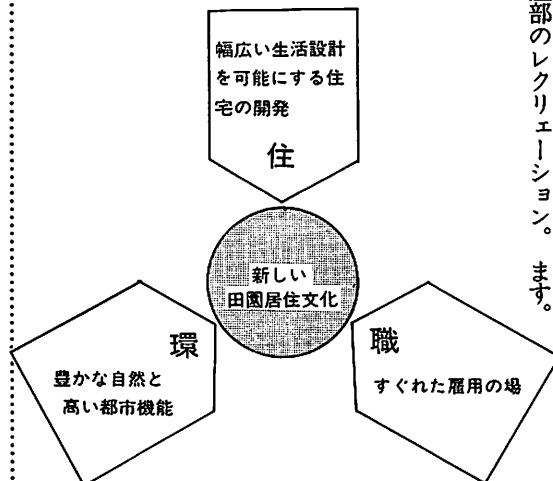
全国二十地域の特徴を大別すると

「ぶ」これらがうまく調和してこそ心豊かな暮らしができるといえましょう。

本町は、その中の「憩つ」「遊ぶ」役割の推進が期待されています。海に近く、なだらかな丘陵地を利用した住宅地、ゴルフ場や自然を利用した内陸部のレクリエーション。

海を利用した釣り、その他の遊びなど他地域にないよさがあります。

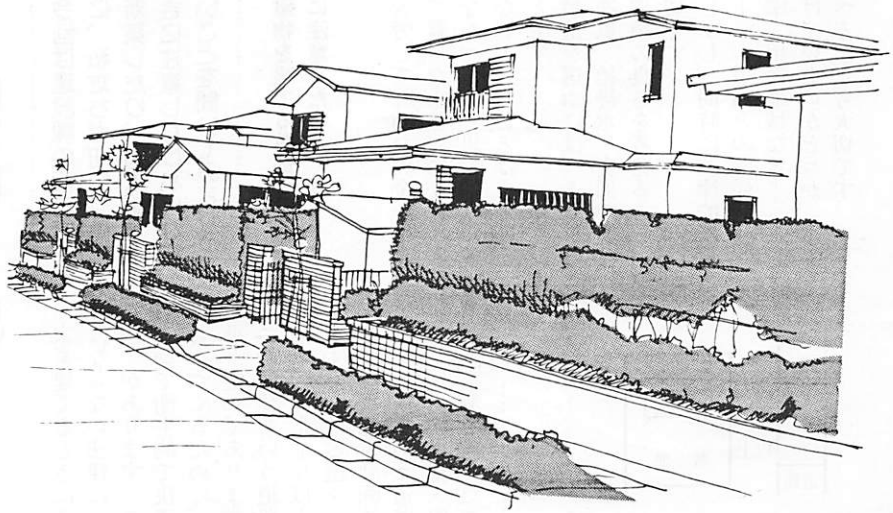
そうした条件の中での住宅はどうあることが望ましいのか、現状を再認識し、将来に備えようとするところに、本町の住宅計画のねらいがあります。



- ① 地元にある建築材料や建築技術を生かす
- ② 歴史的建築物の保存や建築様式の伝承
- ③ 地域に派生する社会情勢をふまえての居住文化育成など三つに分類できます。

- ① 幅広い生活設計を可能にする住宅・住宅地の開発
- ② 田園都市の住まいづくり
- ③ 都市機能の開発整備
- ④ 地元主導による住宅供給という四つの課題に取り組みうとしています。それは、地理的、自然的条件、住民の理解と創意を生かして実現をはかろうという願いも含まれています。

本町の場合、土壁を使った居倉屋式の歴史的な住居があります。従来制度で習得した和風建築の技能者も多く残っています。そうしたことも配慮しながら③のように新しい居住文化の創造をめざしていくという考え方にたち「新



建築協定によって建てられた住宅街のイメージ

基本方針

「新しい田園居住文化の創造を」という背景は①優れた自然・立地条件を生かす②住環境の水準をさらに上げられるものである③新しい都市機能の開発を連携すること④宇部テクノポリス圏域のハビテーション（居住区）開発とし先導的、規範的役割を果たすこと、にあります。

その中から、基本方針をさらに分析してみましよう。

幅広い生活設計を可能にする住宅・住宅地の開発

国内の住宅数は昭和四十八年に世帯数を上回りました。その後は量より質の方向へと変わり、しかも、建築物だけでなく周囲の環境、人間関係をも含めて満足できるものを求め

められるようになりました。本町の場合、そうしたことに配慮したうえで、阿知須にふさわしい住宅・住宅地を研究していきたい。そして、自然環境と田園的な景観をもち、高度情報化社会に対応でき、多様な趣味生活の場として、さらに友人、知人との交流の場としても対応できるものでありたいとの願いを込めています。

田園都市の住まいづくり

計画的な宅地開発を誘導することで、農地、集落、樹木が一体となった田園牧歌的風景の保存、整備をめざします。また、歴史的な白壁の建物についても現代的な再生を検討していきたいとしています。

将来、市街地の下水道の整備や農村部の小規模下水処理も整備する必要があります。さらに住宅計画を通して住民のまちづくり意識が高まるよう努めていきます。

この住宅計画は住宅施設整備ばかりでなく、人間関係を豊かにする精神運動の啓発、普及もめざしています。

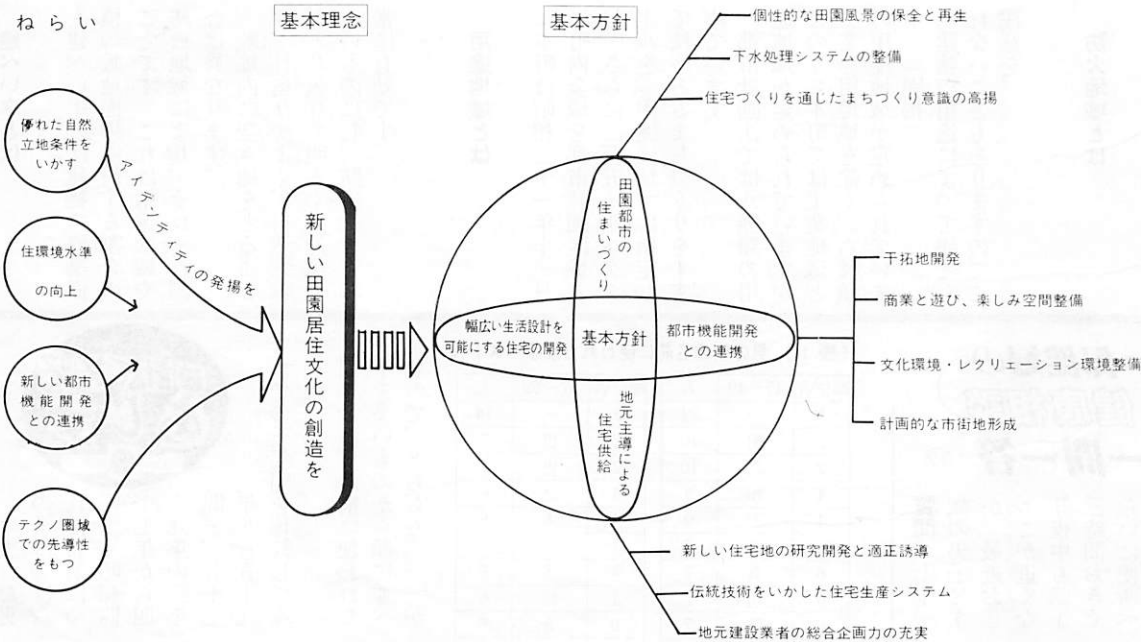
都市機能の開発と連携

高度で多様な生活要求は、住宅内だけでは満たされるものではありません。日常生活の中での利便性、文化性等が加えられることによって充足されますが、そのためには都市機能の開発が必要です。干拓

地の開発、商業機能と遊び・娯楽の場の開発、文化・レクリエーション環境の整備、計画的な市街地の形成をとりあげています。

地元主導による住宅開発

新しい住宅地の研究開発と適正な誘導、伝統技術を生かした住宅生産システム、地元



実現は理解と努力で

しかし、これは行政だけでなく進められるものではなく、住民の理解と協力、努力によってこそ実現可能です。

個々の建物を重視しながらしかも周囲の家々とも馴染み、優れたまち並み、景観をつくり出すようなまちでありたい。「阿知須町地域住宅計画書」はそうした願いを込めてまとめあげたものです。

建築協定に期待

町ではこの住宅計画を実現するための一つとして三月の町議会で「建築協定条例」を制定しました。一定の地域で建物の高さを制限したい、色採、植栽、外構など申し合せをしたいというようなとき、この建築協定条例に従って手続きをすれば公的な約束ごととして認められるものです。

これによって美しいまち並み、景観づくりが期待できます。今後、新しくできる住宅団地には特に効果が期待されるところです。

建築協定についての問い合わせは町企画課へどうぞ。

役場は1階

建設課の巻

道路との関係とは

建物の敷地は、消防活動が十分にでき、災害が起きた場合、安全に避難できるように幅四・〇メートル以上の道に二・〇メートル以上接してなければ原則として建てることはできません。(左図参照)

もっと具体的に説明して欲しい

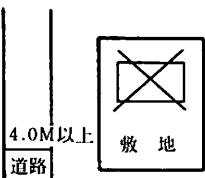
今回は建設課の都市計画係に、私たちが町内に建物を新築したり、増改築するときに注意しなければならぬことを聞いてみました。

建物を建てる敷地を選ぶときに注意したいことは

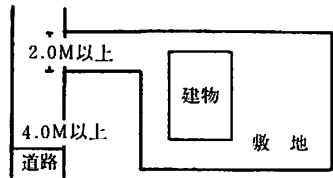
苦勞して貯めた大金をはたいて買った土地に家が建てられなかったり、思い通りに使えないということはよくあることです。

敷地を選ぶには、まず日照や通風、給排水、交通の便など環境の良さを考えることが大切です。

しかし、同時に法律的な規制——道路との関係、建ぺい率、用途地域など——を受けていないかどうか、よく調べることも大切です。



■ 建てられない敷地…道路に接していないため



■ 建てられる敷地…道路に2メートル以上接しているため

(2)昭和二十五年五月より前にすでにあった道路

(3)道路法、都市計画法、土地区画整理法による事業の計画がある道路で、二年以内にその事業が行われる予定のものとして県知事が指定したもの(4)土地を建築物の敷地として利用するために作る道で、県知事がその位置を指定したものである。また、建築基準法が適用されたときに建築物が建ち並んでいる幅四・〇メートル未満、一・八メートル以上の道で、県知事が指定したものは道路とみなされます。町の場合、昭和三十七年十月に用途地域内に六十五路線が指定されています。現在の建物を増築したり、建物を新たに建てる場合、いろいろな制限を受け、思い通りにならないことがあります。くわしくは都市計画係におたずねください。

建ぺい率とは

建ぺい率とは建物の建築面積の敷地面積に対する割合のことです。これは用途地域や防火地域により、それぞれ割合は異なります。

敷地内に空き地をとることは、日当りがよく、自然光線をとり入れて明るく、通風のよいものにし、防災上でも非常に有効です。

用途地域とは

本町は昭和三十一年十一月に町内全域を都市計画区域とし、さらに二百五・四ヘクタールを「用途区域」に指定して秩序あるまちづくりをすすめています。

都市計画法では八種類の用途地域が定められていますが、このうち本町では工業地域と工業専用地域を除く、六種類の用途地域が定められています。(別掲)

建物の用途によって建てられないこともありますのでご注意ください。

防火地域とは

わが国の建築物はほとんどが木造。火災で多くの人命や財産を失っています。

これを防ぐために設けられたのが防火地域で、本町では

統計でみるあじす

生まれた男の子に付けられた名前について、昭和四十七年から四十九年の三年間と、五十七年から五十九年の三年間を比較してみました。

表1では、名前に使われた漢字を多いものから順に並べたもので、どちらも「一」が最も多く使われていることがわかります。表2は漢字を何字使った名前が多いのか調べたものです。どちらも、漢字を二字使ったものが八割以上を占め、変化は少ないようです。

(表1) 男の子の名前に使われた漢字ベスト10

順位	年	漢字	人	順位	年	漢字	人
1	47~49	一	24	1	57~59	一	14
2	47~49	樹	10	2	57~59	也	7
2	47~49	之	10	2	57~59	史	7
4	47~49	和	9	4	57~59	之	6
4	47~49	明	9	4	57~59	太	6
6	47~49	郎	7	4	57~59	郎	6
6	47~49	貴	7	4	57~59	志	6
6	47~49	司	7	4	57~59	雄	6
6	47~49	敏	7	9	57~59	介	5
10	47~49	正	6	9	57~59	孝	5
10	47~49	彦	6	9	57~59	正	5
10	47~49	治	6	9	57~59	真	5
10	47~49	夫	6	9	57~59	真	5
10	47~49	健	6	9	57~59	裕	5

(表2) 男の子の名前の字数()は%

字数	年	47~49年	57~59年
1字		29人(15.5)	20人(14.7)
2字		151人(80.8)	112人(82.4)
3字		7人(3.7)	4人(2.9)
計		187人(100)	136人(100)

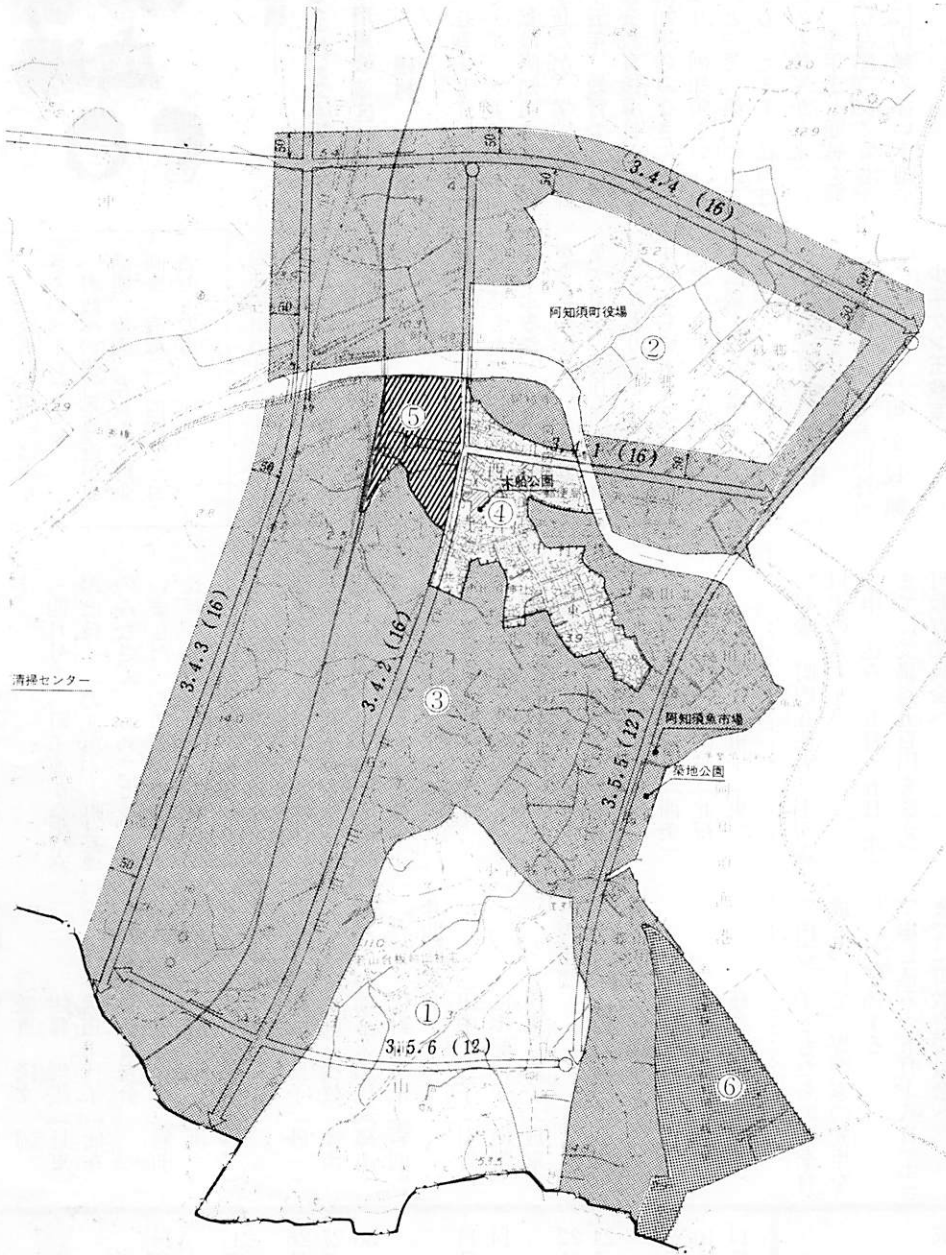
(資料：町広報)

保健婦の健康相談 一問一答 ⑫

質問 七十一歳の男子です。最近おしっこが近くなり夜中も二、三時間おきぐらいに便所へ行きます。知人が同じような症状で、前立腺肥大症と医師に言われたそうです。これは高齢の男性には比較的多くみられる病気のように思えます。保健婦の立場としては泌尿器科の専門医に相談されることをおすすめします。

答え おしっこが近くなる病

阿 知 須 町 用 途 区 域



- ① 第 1 種 住 居 専 用 地 域
- ④ 近 隣 商 業 地 域
- ② 第 2 種 住 居 専 用 地 域
- ⑤ 商 業 地 域
- ③ 住 居 地 域
- ⑥ 準 工 業 地 域

準工業地域 この地域は主として環境の変化をもたらすおそれの少ない軽工業の利便をはかるための地域です。著しい騒音、振動など特に公害の発生の恐れのあるような建物は建てられません。

商業地域 この地域は、各種の商店や事務所を集めて商業業務の利便を増すための地域です。原動機を使用する工場で作業場の床面積が百五十平方メートルを超えるものや、火災等の危険性のあるもの、騒音、振動、悪臭などを発生するおそれのある工場などは建てられません。

近隣商業地域 この地域は近隣の住宅の人に日用品の供給を行うことを主な内容とする商業その他の利便を増進するための地域です。料理店、キャバレー、映画館などは建てられません。

住居地域 この地域は住宅が建つことを予想した地域です。騒音、振動、悪臭などを発生するおそれのある工場など住宅の環境が害される建物は建てられません。

第二種住居専用地域 この地域は中高層住宅地として良好な環境を保護するための地域で、ボーリング場やパチンコ屋、旅館、工場、十五平方メートルを超える畜舎などは建てられません。

**用途地域の
あらまし**

商業地域・近隣商業地域を準防火地域に指定し、建物を建てるときに防火上の制限をします。

たとえば、木造の建物（延べ面積が五百平方メートル以下のもの）で隣家に延焼のおそれのある部分は外壁をモルタル塗りなどの防火構造にし、窓や出入口には防火戸を設け

なければならぬなどの制限があります。

○その他に注意しなければならないことは

建物を新築、増築、改築される場合、建物の床面積が十平方メートル以上ならば必ず

「建築確認申請書」を都市計画係へ提出していただくという事です。その書類によって道路との関係や建ぺい率などが適切かどうか審査し、適切であれば山口土木事務所へ書類を送付します。そこで建築主事が構造上の問題などを審査し、適切であれば「確認通知書」を建築主へ交付しま

す。その手続きが済んでから着工ということになります。

「確認申請書」を提出せずに建物を建てる処罰されることもあります。

車庫や倉庫を建てる場合でも、十平方メートル以上であれば「確認申請書」が必要ですので、ご注意ください。

第一種住居専用地域 この地域は低層住宅（高さ十メートル以下）地として特に良好な住居環境を保護するための地域で、住宅、学校（小中高校）診療所などが建てられます。



投稿

親しまれる広報を

宇部市東岐波区岐波

磯村 千代子

毎月「広報あじす」を送ってくださって、大変感謝しています。私は阿知須の住民ではありませんが、学校の教師として十五年、教育委員会事務局の社会教育指導員として二年、阿知須のみなさんのお世話になり、阿知須という土地は私にとって、第二のふるさと」ともいえます。私の母が中村区の若竹家から来ていること、今年十七回忌を迎える主人も岩倉の牧ノ巣出身で、本当に因縁の深い土地です。

の井関川のほとりのボケ、ツバキ、サクラ、ツツジは四季を通じて楽しめます。町から遠く離れて、東京、広島、大阪と行っているかつての教え子がくれる年二度の便りに「阿知須が懐しい」と書いてくれています。ふるさととは遠くにありて思うものなり」とは有名な言葉ですが、誇り高いまち、文化のかけ高いまち、住みやすいまちであることが大切だと思います。

広報を読みますと、町の生

き生きしている姿がわかります。四月号の「町子連が全国表彰に輝く」の記事——町子連のみなさん、おめでとうございました。この表彰の陰には長年、専門委員として会長を中心に一致団結・指導してこられた方々のご苦労があったからだと思います。誰からも「親まれる広報」読んで「楽しい広報」阿知須の隅々までわかる広報——これを見ます。

今年度の各種団体の役員さん

- 印は会長(敬称略)
- 阿知須小学校PTA
 - 中田 憲明(西条)
 - 林 国雄(北祝)
 - 門出三重子(東)
- 町青年団
 - 山辺 国男(小南)
 - 町老人クラブ連合会
 - 岡村 牧恵(岩辻)
 - 工藤 一雄(西条)
 - 藤井 竹松(門松)

生徒を募集

「山歩き教室」以外の会場は町公民館

少年ケン玉教室

▽期間 五月十一日から六月二十二日までの毎週土曜日、午後一時半から三時半まで

▽対象 小学生以上

▽費用 五百円(ケン玉代)まで

▽申し込み 五月十日(金)までに町公民館へ

十六ミリ映写技術講習会

▽期間 五月二十二日(水)から二十四日(金)までの三日間、午後七時から

阿知須は美しいまちで、あ

井関小学校PTA

○兼重 隆文(岡)

伊藤 哲雄(且東)

大田千代子(仙在)

阿知須中学校教育友会

○上野 豊明(岩前)

長谷川進一(浜)

西村久美子(砂二)

阿知須婦人会

○松浦 民子(砂二)

辻岡 茂枝(繩南)

福富久美代(繩南)

大野 文子(岩前)

井関婦人会

○田中 和子(引野)

江本紀代子(河内)

伊東 慶子(且東)

町青年団

○山辺 国男(小南)

町老人クラブ連合会

○岡村 牧恵(岩辻)

工藤 一雄(西条)

藤井 竹松(門松)

▽対象 町内在住者で十八歳以上の人

▽申し込み 五月十五日(水)までに受講料五百円を添えて町教育委員会へ

▽その他 十六ミリの検定証の所有者でないと、フィルムや映写機の利用、貸し出しはできません。

父親学級

▽期間 五月三十一日から七月二十六日までの毎週金曜日(七月十二日を除く)午後七時から九時半まで

▽対象 小学生四・五・六年生または中学生をもつ保護者

▽内容 子どもたちの健全育成について、専門家の先生を招いて勉強する

▽申し込み 五月十八日(土)までに町教育委員会へ

山歩き教室

▽日時 五月十二日(日)午前七時、町公民館前出発

▽対象 町内在住者で、二〇〜二五キロ歩ける人

▽内容 山口(萩園(萩住還)の山歩きに挑戦

▽参加費 千五百円

▽携行品 キヤラバン(運動靴) 雨具、着替え、水筒、タオル、昼食

ぼくの学校 わたしの学校

阿知須小学校

14日 貯金、保険、ベルマーケの日

17日 遠足、社会見学(一、四年)

26日 日曜参観日

27日 振替休日

30・31日 修学旅行(六年、広島方面)

11日 ふるさと学習

14・15 修学旅行(六年、広島方面)

22日 社会見学(一、四年)

24日 貯金日

9日 学力検査(二年)

10日 振替休日(三年)

14日 知能テスト(一、三年)

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るくくらしを楽しみます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、しまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくります。

短歌

木原 百合雄

天ヶ瀬のいで湯の里に酒を酌み溪のせせらぎ足許に聞く

正司 ウメノ

検苗植えて七年経ちし今八十五歳のわれば枝打つ

平海 アサノ

水ぬるむ沼のたまりにクサガメの可愛い小亀のあまた這ひ居る

藤重 アヤ子

一泊の慰安旅行に夫と来て山の宿りに心たらへり

松尾 君代

放映の豪華な料理見終りて吾こりこりといりこ刻みをり

師井 恭枝

写経はじめ日はまだあさく腕の痛みと心いささか安らぎて来し

砂村 ヤス子

何か食うカラスをとりにく鳴らの鳴き交す声川面にひびく

藤重 幾代

川床のあおさのみどり今日見れば春の光に白く晒れをり

松代 二郎

家の下の水溜れる葦の間に

も芹青々と萌えたちて



今年四月から阿中校長に

瀬川直吉 さん(五)

阿知須の印象は

「四・五年前に、別の学校のPTAの方たちと中学校のグラウンドを視察に来たことがあるだけで、阿知須についてはよく知りませんでした。しかし、実際に着任してみると学校の設備や環境がすばらしい。ありがたいなあと思いました。生徒たちは純朴な子が多いと思いました」

最近、青少年の非行の問題が新聞・テレビなどでよく取りあげられています。阿知須中学生の場合、純朴なだけに、タバコや性の問題にしても知らないことが多いのではないかと思います。私



中礼三郎さん県警

本部長表彰に輝く

このたび少年相談員の中礼三郎さん(砂二)が県警本部



長表彰に輝きました。写真：中礼さんは少年相談員として約十年間、町内の青少年健全育成や非行防止に尽くしてこられ、現在小郡警察署管内の少年相談員の協議会の副会長でもあり、功績が高く評価されたものです。

表彰状と記念の楯を贈られた中礼さんは「思いがけないことで、大変感激しています。これは青少年の健全育成にがんばっておられる町内の多くの人たちのおかげです。私もなお一層がんばりたい」と喜びを語っておられます。

なお、中礼さん以外の町内の少年相談員は次の三人の人たちです。(敬称略) 平海武二(小西中原謙二(引野)村田浩三(中村)

「中学生が何か悪いことをしても、『悪いことだ』と知って悪いことをする生徒はあまりいないのではないのでしょうか。大人は子どもたちのすること、とかく『知っているのに悪いがちです。どうか、このようなどきには、子どもたちに正しいことを教えてやってもらいたいと思います』。前任地は県立育成学校。児

た教師は、生徒たちにそのような問題に対して正しい知識を身につけさせることが大切だと思います」

三百号以降が

二十一人も

広報紙保存コンクール

町広報紙四百号を記念して広報紙保存コンクールを行いましたところ、多数の方々から応募がありました。

このうち三百号以後、全部保存されている方は次の二十一人でした。(敬称略、応募順)

- 正司和夫(浜) 網田和世(砂三) 網田幸子(砂三) 岸与四郎(西条) 岡田歳一(繩北) 西村壯太(飛石) 宮野光子(恵比須) 以上の方は一号から四百号まで全部保存。

田坂理一(中村) 藤本豊式(砂三) 田中美知子(飛石) 岩崎清(繩北) 浜崎菊一(繩南)

童福祉法による教護院で、全国に五十七か所あり、山口県は山口市大内にか所。非行歴のある十八歳未満の子どもたちを集めて、教育、生活指導を行う。全寮制で、家庭的に恵まれることの少ない子どもたちに「家庭の温かさ」を教えるために、先生は寝食をともにする。

その学校の校長として三年勤めて来られただけに、教育に対する熱意が強く感じられました。

山口市中原原から車で通勤趣味は魚釣り、川魚専門。きれいな川を求めて島根県へ行くこともあるとのこと。

浜野佐々子(砂二) 梅田義雄(西条) 松重包美(浜) 山本徹(野口) 古谷正亮(赤迫) 網田ヒサ子(繩北) 福永元吉(引野) 工藤太作(築地) くみあいしよう油

同和教育の地区

懇談会を開催

町教育委員会主催の同和教育地区懇談会が五月十四日から十七日まで次の日程で開催されます。内容は映画と講演です。

国民的課題といわれる同和教育問題を町民一人ひとりが正しく認識し合うために、多くの

- 山口県教育研修所(〒七五三、山口市宮島町六番三号、電話山口(0)六三三七六)では、六月二十一日(金)に就学相談を開きます。

- 対象は未就学児(三〜六歳)で心身に障害があり、どのような学校へ就学させればよいのか、日常どのようにに養育したらよいのか、悩みをお持ちの保護者。



「町へ」 広報送料▽二万円▽三井頭一郎さん(北九州市門司区東)

明丘、寺河内出身)▽五千円 磯村千代子さん(宇部市東岐波区岐波)

出生(おすこやかに) 親の名続柄子の名月日住所 小松 智二女優子 3・26 寺河内

死亡(冥福を祈ります) 氏名 死亡月日 年齢 住所 新川 潔 4・1 66 砂三 山本幸雄 4・24 56 砂一 岡藤計一 4・24 53 杖川

方に参加をお願いします。 日程 会場 14日(火) 浜公民館 15日(水) 町公民館 16日(木) 東条公民館 17日(金) 岩倉公民館

相談の担当者は医療、教育、心理の専門家。無料。申し込みは、六月一日(土)までに「巡回就学相談申込票」を研修所へ、「申込票」は町教育委員会、幼稚園、保育園にあります。くわしくは町教育委員会まで。

子どもの就学問題で

お悩みの人は相談を

町消防団員の異動 (第二分団、敬称略)

分団長 村田輝雄(向井関) 副分団長 長尾正一(河内) 部長 国重哲也(向井関) 兼重佳昭(杖川) 新入団員 長尾克也(河内) 中谷孝康(引野) 高下幸男(源河) 以上五月一日付け

退職 古川良雄(野口) 中村雅博(仙在) 以上四月三十日付け

納期前納付の計算例

納期	納入月	税額	五月に前納したときの 報奨金
一期	五月	一万円	報奨金なし
二期	七月	一万円	一か月前納により 六百円
三期	十二月	一万円	六か月前納により 六百円
四期	二月	一万円	八か月前納により 八百円

(表1)

五月は六十年年度の固定資産税(都市計画税を含む)の最初の納入月です。

固定資産税は五月十七日(金)から三十一日(金)までに一年分をまとめて納めると「納期前納付」といって報奨金が受けられます。

報奨金の額は一期分の納税通知書に記載してありますが、利率に換算すれば月一%になります。

たとえば固定資産税が年額四万円の場、表1のとおり二、三、四期分合せて千五百円が報奨金となります。

現金での前納は「全期納付書」三枚が必要
現金での前納付を希望する人は後日納税組合長を通じて配布する「全期納付書」三枚を町出納室の窓口にお持ちください。できれば、つり銭のいらぬようにお願いします。

納期前納付には報奨金

固定資産税・町県民税

おし
らせ



昭和60年度各税の納期

(表2)

税	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町 県 民 税			○		○		○			○		
固 定 資 産 税 (都市計画税含む)		○		○					○		○	
軽 自 動 車 税	○											
国民健康保険税			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



5 月 の メ モ

- 10日 3歳児健康診査(公、後1時半)
- 12日 親と子の本読みの会(公、前10時)
- 14日 健康相談(役)レタリング教室(公、後7時)
- 16日 行政相談、心配ごと相談、交通事故相談(公、前10時)
- 19日 町民運動会(阿中グランド、8時20分)
- 21日 婦人学級(公、前9時半)
- 28日 レタリング教室(公、後7時)
- 29日 3種混合(役、後2時半)
- 30日 日本脳炎(役、後1時半)
- 31日 麻しん(新井医院、後2時)父親学級(公、後7時)
(役=役場、公=公民館)

今 月 の 納 税 ~ 5 月 ~

○固定資産税

町の住民登録人口		前月比
(60年4月30日現在)		+2
世帯	2,268世帯	-37
人口	8,384人	
	(男 3,901人 女 4,483人)	
	(国勢調査 昭和55年10月1日)	
世帯	2,283世帯	
人口	8,327人	
	(男3,887人 女4,440人)	

戦没者慰霊祭は5月16日(木)

口座振替制度の前納は納税課まで連絡を

金融機関からの口座振替制度を利用されている人で、前納を希望される人は、固定資産税は五月二十一日(火)まで、町県民税は六月二十一日(金)までに町税務課賦課徴収係(電話四一一一内線一〇四、有線二二五三)へ地区名、納付者名、金融機関名をご連絡ください。

納税には便利なのは翌月(日) 口座振替制度を

口座振替制度は、金融機関が納税者の預金口座から納付期限がくると自動的に納税するしくみで、納税の手間を省き、しかも安全で確実な納税方法です。共働きや不在がちの人や、商売などで忙しい人には特に便利です。

春の行政相談強調週間

十六日に相談所を開設

五月十二日(日)から十八日(土)までは春の行政相談強調週間です。

役所の仕事について、苦情、要望、意見などのある人は、山口行政監察事務所(山口市中河原町六一六・電話行政苦情一〇番、山口二一〇三番)または行政相談委員の橋本正夫さん(砂二・有線四二二三番)にお気軽にお申し出ください。

開きます。フランスの前衛画家ピカソが死んで十二年たちますが、その長女が秘蔵していた作品八十九点を日本で初めて公開するものです。

テレビ山口開局十五周年記念事業でもあり、小中学生は入場無料。一般は当日が八百円、高校大学生六百円。